

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月3日（火）第3354号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において，候補者届出政党が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のテレビジョン放送又はラジオ放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を，次のとおり定めた。

平成29年10月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

届出候補者の数	基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
1人又は2人	株式会社鹿児島読売テレビ	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
3人から5人まで	株式会社鹿児島読売テレビ	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
	株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1回